

千葉県水道局中期経営計画の進行管理方針について（案）

1. 「千葉県水道局中期経営計画進行管理方針」の主な改正点

(1) 評価項目の整理

現行の評価項目は、「達成状況」及び「今後の取組」の2項目であるが、これを、「当年度の取組」「達成状況」「成果」「今後の進め方」の4項目に改める。

〔理由〕

評価委員会における評価委員会からの「評価をめぐる論点と提案」を踏まえ、評価の視点をより多角的なものとするため、評価項目を細分化することとする。

現行の評価委員会の評価では、基本目標ごと一括で「評価の妥当性」について評価するが、これを「当年度の取組、達成状況、成果についての評価の妥当性」と、「今後の進め方についての評価の妥当性」に改める。

〔理由〕

外部評価委員会の持つ客観性、専門性を活かし、助言機能の存在をはっきりさせるため、「施策・事業の実施状況の部分（PDCに相当）」と、「今後の進め方（Aに相当）」を2分化する。

平成23年度に実施することとなる「総括評価」の評価項目のうち、「目標に対しての総合的評価」を削除する。

〔理由〕

上記の評価項目の追加に伴い、最終年度における5か年間の達成状況と成果については、「達成状況」と「成果」において明記されることとなり、記載内容が重複することから削除することとする。

(2) 評価調書

(1)の改正に伴い施策評価調書、総括評価調書（様式1～4）について、以下の見直しを行う。

施策評価調書（様式 1）

当該年度の取組を「当年度の取組」欄で具体的に記載するとともに、「達成状況」、「成果」については、「指標」、「目標」、「実績」、「評価結果の説明・分析」欄に分け、事業の実績と評価の経緯が明確になるように改める。

施策評価調書（基本目標別）（様式 2）

外部評価委員会における評価項目について、「当年度の取組、達成状況、成果における評価の妥当性」と、「今後の進め方における評価の妥当性」とに評価欄を分けるように改める。

総括評価調書（様式 3）、総括評価調書（基本目標別）（様式 4）

上記、と同様の評価項目により5か年間の総括評価を実施するように改める。また、この改正に伴い「目標に対しての総合的評価」は削除する。